

# 次期森林・林業基本計画骨子（案）のポイント2 - 1

## 基本的な方針

- 国民生活・経済における森林・林業の意義を明確化
- 森林・林業・木材産業をめぐる情勢の変化等を踏まえた計画を策定
  - ・ 利用可能な資源の充実
  - ・ 森林に対する国民ニーズの多様化
  - ・ 木材の需要構造の変化と新たな動きの活発化 等

### <基本的視点>

- ・ 国民・消費者の視点の重視
- ・ 地球環境保全への貢献
- ・ 新たな動きを踏まえた攻めの林政の展開

## 目標

### 森林の多面的機能の発揮

- ・ 林業生産活動の停滞等による手入れ不足の森林の増加が懸念
- ・ 国民ニーズ、立地条件、社会情勢等を踏まえた森林整備の取組が低位
- ・ 局地的な豪雨の頻発、病害虫獣による被害範囲の拡大 等

取組の検証

- ・ 国民ニーズに応えた多様で健全な森林の整備
- ・ 京都議定書の目標達成に向けた総合的取組の推進
- ・ 国土保全のための効果的な対策の推進
- ・ 優れた自然環境を有する森林の維持・保全
- ・ 森林を支える山村の活性化
- ・ 企業等による森林づくりの促進

重点事項

重点事項への適切な取組により、課題が解決された場合に実現可能な10年後及び20年後の望ましい森林の姿を提示

目標

### 林産物の供給及び利用

- ・ 林業採算性の悪化、森林所有者の不在村化等による林業生産活動の停滞
- ・ 需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の整備が不十分
- ・ 消費者が国産材を選択する価値観の形成が不十分 等

- ・ 木材の安定供給体制の整備
- ・ 木材産業の競争力の強化
- ・ 消費者重視の新たな市場形成と拡大

重点事項への適切な取組により、課題が解決された場合に実現可能な10年後の木材供給量及び用途別の利用量を提示

## 総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

- 多様で健全な森林への誘導に向けた効率的・効果的な整備
  - ・ 帯状、群状の伐採等効率的な施業の実施による針広混交林化等の推進
  - ・ 路網と高性能林業機械を組合せた低コスト作業システムの整備・普及
  - ・ 公的な関与による森林整備の促進 等
- 国土保全等の推進
  - ・ 国有林・民有林を通じた流域全体の視点に立った治山事業の展開
  - ・ 優れた自然環境を有する森林の維持・保全
  - ・ 松くい虫被害拡大の先端地域における防除対策の重点化 等
- 森林を支える山村の活性化
  - ・ 都市と山村の共生・対流の推進、就業機会の確保 等
- 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進
  - ・ 企業の森林づくり促進のためのサポート体制の整備、評価手法の開発 等
- 違法伐採対策や技術協力等を通じた国際的な協調・貢献

### 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

- 望ましい林業構造の確立
  - ・ 施業の集約化等の推進による林業経営の規模の拡大
  - ・ 人材の育成及び確保 等
- 林業労働に関する施策
  - ・ 若年層を中心とした就業者を確保・育成するための研修の実施 等

### 林産物の供給及び利用に関する施策

- 木材の安定供給体制の整備
  - ・ 民有林・国有林の原木供給側が連携した安定供給体制の整備
  - ・ 伐採可能な森林を確保し、大口需要に応じた安定供給のためのロットの確保・取りまとめに必要な条件整備 等
- 木材産業の競争力の強化
  - ・ 高い事業効果が見込まれる事業者に対する集中的な支援
  - ・ 消費者ニーズに対応した高付加価値製品の開発や供給・販売戦略の強化 等
- 消費者重視の新たな市場形成と拡大
  - ・ 木材利用に関する環境教育に係る活動の促進
  - ・ 市場開拓先に応じた輸出戦略の構築
  - ・ 木質バイオマスの供給体制の整備 等

国有林野の管理及び経営に関する施策

団体の再編整備に関する施策

# 骨子（案）項目立て

現行基本計画	見直し方針	次期基本計画
<p>第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針</p> <p>1 森林の有する多面的機能の発揮 2 林業の持続的かつ健全な発展 3 林産物の供給及び利用の確保</p> <p>第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標 (1) 目標の意義 (2) 目標の定め方 (3) 望ましい森林の姿とその誘導の考え方 (4) 森林の有する多面的機能の発揮に関する課題 ① 多面的な機能の発揮のための森林の管理の推進 ア 森林整備に対する国民の理解の醸成と参画の促進 イ 森林の区分に応じた整備、保全及び利用の推進 ウ 計画的かつ効率的な森林施策の確保 ② 森林の区分に応じた路網整備と作業システムの導入 ア 林道、作業道等路網の整備 イ 森林の区分に応じた路網の整備 ウ 地域の条件に応じた作業システムの導入 ③ 広く国民に開かれた森林の整備及び利用の推進 ア 森林環境教育の推進 イ 健康づくり等の森林利用の推進 ④ 山村地域の活性化 ア 山村地域の定住の促進 イ 都市と山村の共生・対流の推進 ⑤ 地球温暖化防止への貢献 ア 森林による二酸化炭素の吸収、貯蔵 イ 植林等の二酸化炭素吸収源対策の推進 ウ 木材の有効利用の推進 ⑥ 森林関連データの整備 ア データ整備の課題 イ 認証・ラベリングとの関連</p> <p>(5) 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標</p>	<p>現行計画策定後における情勢変化と施策の効果に関する評価を踏まえた新たな施策必要性等を整理</p> <p>新たな施策の展開に当たっての基本的な視点を整理</p> <p>現行計画に掲げる目標達成のためのシナリオとその実現に向けた取組の効果・問題点等について整理</p> <p>近年の森林の整備・保全の状況等を踏まえて整理</p> <p>第2の1の(1)の検証の結果を踏まえ、目標実現のために解決する必要がある課題について、その達成のために重点的に取り組むべき事項を中心に整理</p> <p>10年後（平成27年）及び20年後（平成37年）における目標値を提示</p>	<p>第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針</p> <p>1 森林・林業・木材産業をめぐる情勢の変化と施策の評価を踏まえた計画変更の必要性</p> <p>2 計画変更に当たっての基本的視点</p> <p>第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標</p> <p>1 目標の達成に向けた取組の検証 (1) 森林の有する多面的機能の発揮に関する検証 (2) 林産物の供給及び利用に関する検証</p> <p>2 目標の設定に当たっての基本的考え方</p> <p>3 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標 (1) 目標の意義 (2) 目標の定め方 (3) 望ましい森林の姿とその誘導の考え方 (4) 森林の有する多面的機能の発揮に向けて重点的に取り組むべき事項 ・ 国民ニーズに応えた多様で健全な森林への誘導に向けた効率的・効果的な整備 ・ 京都議定書の目標達成に向けた総合的取組の推進 ・ 国土保全のための効果的な対策の推進 ・ 優れた自然環境を有する森林の維持・保全 ・ 森林を支える山村の活性化 ・ 企業等による森林づくりの促進</p> <p>(5) 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標</p>

現行基本計画	見直し方針	次期基本計画
<p><b>3 林産物の供給及び利用に関する目標</b></p> <p>(1) 目標の意義 (2) 目標の定め方</p> <p>(3) 林産物の供給及び利用に関する課題</p> <p>① 林業の持続的かつ健全な発展に関する課題</p> <p>ア 望ましい林業構造の確立 イ 労働力の育成確保</p> <p>② 木材の供給及び利用の確保に関する課題</p> <p>ア 木材の主な用途別の需要の見通し イ 木材利用推進の課題 ウ 木材産業の課題</p> <p>(4) 林産物の供給及び利用に関する目標</p> <p><b>第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</b></p> <p><b>1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策</b></p> <p>(1) 森林の整備の推進</p> <p>① 重視すべき機能に応じた森林施業の計画的な推進 ② 森林施業の適切な実施に不可欠な地域における活動を確保するための支援 ③ 公的な関与による森林の整備 ④ 社会的コスト負担 ⑤ 地球温暖化防止への貢献</p> <p>(2) 森林の保全の確保</p> <p>① 森林の保全のために必要な規制 ② 山地災害等の防止と復旧 ③ 森林病害虫等の被害の防止</p> <p>(3) 技術の開発及び普及</p> <p>① 研究及び技術開発の目標の明確化並びに連携の強化 ② 地域の特性に応じた林業普及指導事業の推進</p> <p>(4) 山村地域における定住の促進</p> <p>① 就業機会の増大 ② 生活環境の整備</p> <p>(5) 国民等の自発的な活動の促進 (6) 都市と山村の交流等</p> <p>(7) 国際的な協調及び貢献</p>	<p>近年の木材需給動向等を踏まえて整理</p> <p><b>第2の1の(2)の検証の結果を踏まえ、目標実現のために解決する必要がある課題について、その達成のために重点的に取り組むべき事項を中心に整理</b></p> <p>10年後（平成27年）における目標値を提示</p> <p><b>第1及び第2に掲げる方針及び課題を踏まえ、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策について体系的に整理</b></p>	<p><b>4 林産物の供給及び利用に関する目標</b></p> <p>(1) 目標の意義 (2) 目標の定め方</p> <p>(3) 林産物の供給及び利用に向けて重点的に取り組むべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材の安定供給体制の整備</li> <li>・ 木材産業の競争力の強化</li> <li>・ 消費者重視の新たな市場形成と拡大</li> </ul> <p>(4) 林産物の供給及び利用に関する目標</p> <p><b>5 関係者の役割</b></p> <p><b>第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</b></p> <p><b>1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策</b></p> <p>(1) 多様で健全な森林への誘導に向けた効率的・効果的な整備</p> <p>① 広葉樹林化、複層林化、長伐期化等多様な森林への誘導 ② 路網と高性能林業機械の一体的な組合せによる低コスト・高効率の作業システムの整備・普及 ③ 公的な関与による森林整備の促進 ④ 国家レベルの森林資源管理体制の整備とニーズに応じた多様な森林関連情報の提供の推進 ⑤ 花粉発生源調査等に基づく効果的な花粉発生抑制対策の推進 ⑥ 地球温暖化防止への貢献</p> <p>(2) 国土保全等の推進</p> <p>① 効果的で環境と調和した治山事業の展開 ② 保安林の適切な管理の推進 ③ 優れた自然環境を有する森林の維持・保全 ④ 野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策の推進 ⑤ 松くい虫等病害虫防除対策の総合的、効果的実施</p> <p>(3) 技術の開発及び普及</p> <p>(4) 森林を支える山村の活性化</p> <p>① 都市と山村の共生・対流と山村への定住の推進 ② 地域特産物の振興等による山村の就業機会の確保</p> <p>(5) 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進</p> <p>① 企業等による森林づくりの促進 ② 地域と都市住民の連携による里山林の再生活動の促進 ③ 森林環境教育等の充実</p> <p>(6) 国際的な協調及び貢献</p> <p>① 国際協力の推進 ② 違法伐採対策の推進</p>

現行基本計画	見直し方針	次期基本計画
<p><b>2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策</b></p> <p>(1) 望ましい林業構造の確立</p> <p>(2) 人材の育成及び確保</p> <p>(3) 林業労働に関する施策</p> <p>① 就業の促進</p> <p>② 雇用管理の改善</p> <p>③ 労働安全衛生の向上</p> <p>(4) 林業生産組織の活動の促進</p> <p>(5) 林業災害による損失の補てん</p> <p><b>3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策</b></p> <p>(1) 木材産業等の健全な発展</p> <p>① 木材産業等の事業基盤の強化</p> <p>② 木材産業等と林業との連携の推進</p> <p>③ 流通及び加工の合理化</p> <p>(2) 林産物の利用の促進</p> <p>① 林産物の利用の意義に関する国民への知識の普及及び情報の提供</p> <p>② 林産物の新規需要の開拓</p> <p>③ 建物及び工作物における木材の使用の促進</p> <p>(3) 林産物の輸入に関する措置</p> <p><b>4 国有林野の管理及び経営の事業</b></p> <p><b>5 団体の再編整備に関する施策</b></p> <p>(1) 森林組合系統組織</p> <p>(2) 団体間の連携の強化</p> <p><b>第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</b></p> <p>1 施策の評価と見直し</p> <p>2 財政措置の効率的かつ重点的な運用</p> <p>3 情報の公開と国民の意見の反映</p> <p>4 国と地方の役割分担及び多様な主体の参加と連携</p> <p>5 国際規律との調和等</p> <p>6 定期的な見直し</p>	<p>最近における諸情勢を踏まえ所要の事項を整理</p>	<p><b>2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策</b></p> <p>(1) 望ましい林業構造の確立</p> <p>① 林業経営の規模の拡大等</p> <p>② 人材の育成及び確保</p> <p>(2) 林業労働に関する施策</p> <p>① 若年層を中心とした事業者の確保・育成</p> <p>② 雇用管理の改善</p> <p>③ 労働安全衛生の向上</p> <p>(3) 林業生産組織の活動の促進</p> <p>(4) 林業災害による損失の補てん</p> <p><b>3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策</b></p> <p>(1) 木材の安定供給体制の整備</p> <p>(2) 木材産業の競争力の強化</p> <p>① 製材・加工の大規模化のための支援の選択と集中</p> <p>② 消費者ニーズに対応した製品開発や供給・販売戦略の強化</p> <p>(3) 消費者重視の新たな市場形成と拡大</p> <p>① 企業、生活者等ターゲットに応じた戦略的普及啓発</p> <p>② 海外市場の積極的拡大</p> <p>③ 木質バイオマスの総合的利用の推進</p> <p>(4) 林産物の輸入に関する措置</p> <p><b>4 国有林野の管理及び経営に関する施策</b></p> <p><b>5 団体の再編整備に関する施策</b></p> <p><b>第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</b></p> <p>1 施策の評価と見直し</p> <p>2 財政措置の効率的かつ重点的な運用</p> <p>3 的確な情報提供を通じた透明性の確保</p> <p>4 効果的・効率的な施策の推進体制</p>